

## 歯科口腔保健の取組状況について

### 1 本県の状況及び施策の方向性

#### 【本県の状況】

- 平成24年2月 「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」公布・施行
- 平成25年3月 「徳島県歯科口腔保健推進計画」策定
- 平成25年11月 「徳島県口腔保健支援センター」設置（健康増進課内）
- 平成30年3月 「徳島県歯科口腔保健推進計画」改定  
【計画期間】平成30年度～平成35年度（2023年度）＜6年間＞
- 平成30年12月 「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」改正

#### 【施策の方向性】

県民自らが歯と口腔の健康づくりに取り組む機運を醸成するとともに、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージ等に応じた歯と口腔の健康づくりの推進を図る。

### 2 現状と課題

- (1) 3歳児から学齢期においてはう蝕のない者は増加しているが、依然として全国平均を下回っている。
- (2) 成人期では特に20歳代～50歳代において、う蝕や歯周病のある者の割合が全国平均を上回っている。
- (3) 介護を要する高齢者や障がい者（児）、入院患者等が、入院時から退院後の在宅等での地域生活を含め、切れ目のない口腔ケアを受けられる体制づくりを推進する必要がある。また、疾病構造や人口構成の変化に伴い、今後口腔機能に着目した取組を行う必要がある。

### 3 主な取組内容

#### (1) 口腔保健推進事業

##### ア 口腔保健支援センター設置推進事業

（総合的な歯科保健対策の推進を図るため、健康増進課内に口腔保健支援センターを設置）

##### イ 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業（県民に対する指導・健診・啓発等）

##### ウ 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

（要介護者・障がい者等に対する歯科保健医療の推進）

#### (2) 8020運動推進特別事業

国民の歯の健康を推進させる観点から、地域の実情に応じた8020運動を推進する。

#### (3) 口腔ケア連携事業（地域医療介護総合確保基金）

歯科標榜のない病院においても質の高い医療を提供するため、医科歯科連携を推進する。

#### (4) 親と子のよい歯のコンクール

親と子の歯科口腔保健の普及と子どもの健やかな発育や全身の健康づくりの推進を図ることを目的として、歯の状況がよい親と子を表彰する。

#### (5) 災害時口腔ケア体制整備事業（災害医療推進基金）

災害時に避難所等における口腔ケアが円滑に実施されるよう、被災者支援に関わる者に対する研修を行うとともに、災害時の口腔ケアに関する啓発を行う。

## (1) 口腔保健推進事業

### ア 口腔保健支援センター設置推進事業

地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させる観点から、口腔保健の推進に関する法律に規定される口腔保健支援センターを設置運営する。

#### (ア) 普及啓発

- ・ 保健所、市町村、企業等との連携等による定期歯科健診の推奨や普及活動の実施
- ・ 協会けんぽとの連携による研修（保健所地域職域連携推進事業との連携）
- ・ 歯と口の健康週間（6/4～10）、いい歯の日（11/8）における普及啓発
- ・ 地域活動支援センター、障がい者地域共同作業所の利用者・職員への歯科保健情報の提供



県庁食堂での啓発活動

#### (イ) 調査、情報集約等

- ・ 徳島県歯科保健実態調査結果の活用
- ・ 市町村歯科保健事業実施状況調査
- ・ 県内歯科医師会等関係機関が開催する研修会の情報集約及び周知 等

#### (ウ) 会議の開催・関係機関との連携等

- ・ 歯科口腔保健事業検討委員会の開催 等

### イ 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業

地域住民の口腔の健康の保持を推進させる観点から、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する取組の推進を図る。

#### (ア) 歯科疾患予防に関する事業<県歯科医師会>

- ・ 保育所・小学校への巡回出張による予防、指導、啓発
- ・ 歯と口の健康週間等での予防、指導、啓発

#### (イ) 歯科疾患に対する検診、指導に関する事業<県歯科医師会>

- ・ 歯周病検診及び相談、ブラッシング指導、生活習慣の指導等の実施
- ・ 唾液検査、質問紙調査を用いた歯周病スクリーニングと口腔保健指導の実施
- ・ 施設等の訪問による、歯科健診の実施

#### (ウ) 妊娠期からの8020運動<県歯科医師会>

- ・ 県内の産科医療機関の母親教室において、妊娠期や乳幼児期の歯科保健に関する講話の実施

#### (エ) 中・高校生に対する歯科保健の推進<保健所>

- ・ 養護教諭、学校保健委員会等と連携した生徒への健康教育、歯科保健指導の実施
- ・ 歯と口腔の健康づくりについての情報提供（文化祭での啓発・掲示物の作成等）



- (オ) 働く世代を対象とした歯科保健の推進<保健所>
- ・ 事業所に対する情報提供や啓発活動の実施
  - ・ 各種イベント、健康教室等における情報提供、歯科保健指導

#### ウ 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持を推進させる観点から、その状況に応じた支援を行い、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る。また、施設との連絡調整会議を設置し、効果的に取り組む。

障がい者就労支援施設・障がい者支援施設・特別支援学校・要介護高齢者・介護事業所に対する活動。<保健所>

- ・ 障がい者(児)施設・介護支援施設等における歯科保健教室や歯科指導の実施
- ・ 障がい者(児)の歯と口の健康づくりに関する保健指導法の普及啓発
- ・ 口腔観察シート、口腔ケア普及チラシの普及啓発
- ・ 特別支援学校における歯科相談会
- ・ 連絡調整会議 等

## (2) 8020運動推進特別事業

国民の歯の健康の保持を推進させる観点から、地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行う。

### ○8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会 <徳島県>

8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する事業計画策定、評価に関する事項及び、その他必要な事項について協議・検討を行う。

### ○人材育成

#### ア 8020推進員制度の質的・量的拡大事業<県歯科医師会>

地域社会において8020運動を推進するため、その運動の中核となる8020推進員が活動を遅れる環境づくり、意識醸成、事業参加の拡大を図る。

#### イ 歯科専門職種・関係者に対する研修<県歯科医師会・保健所>

- ・ 歯科専門職種及び保健師、学校関係者対象の研修会
- ・ 歯科医療従事者対象の講習会
- ・ 歯科保健関係者対象の研修会の開催

#### ウ 保育所・幼稚園等におけるフッ化物洗口普及事業<県歯科医師会>

県内の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・特別支援学校等を対象に施設職員のフッ化物洗口に関する職員研修について募集し、施設職員のフッ化物洗口に関する理解を目的として研修を実施する。

## ○ その他

高校3年生に対する歯と口の健康啓発事業〈県歯科医師会〉

### (3) 口腔ケア連携事業（地域医療介護総合確保基金）

歯科標榜のない病院においても、地域の歯科医師と連携した口腔ケアを実施し、患者の口腔衛生状態を良くすることにより、合併症を予防するなど質の高い医療を提供するために、医科歯科連携をさらに推進する。

### (4) 親と子のよい歯のコンクール

親と子の歯科口腔保健の普及と子どもの健やかな発育や全身の健康づくりの推進を図ることを目的として、徳島県地方審査会及び徳島県中央審査会を開催する。



徳島県中央審査会の様子

### (5) 災害時口腔ケア体制整備事業（災害医療推進基金）

災害時に、避難所等における口腔ケアが円滑に実施されるよう、被災者支援に関わる者に対する研修を行うとともに、県民に対し平時より災害時の口腔ケアに関する重要性の周知を図る。

- ・人材育成研修の実施
- ・災害時の口腔ケアに関する普及啓発
- ・市町村に対し、洗口液整備を補助（H29）



## 4 今後の主な取組予定

- (1) 生涯の健康の保持増進に大きく影響する乳幼児期の歯と口腔の健康について、関係機関との連携を図り、基本的歯科保健習慣の習得の重要性やフッ化物応用等の普及啓発を推進する。
- (2) 歯科口腔保健に関する正しい知識を普及啓発するとともに、歯科疾患予防に関する適切な習慣の定着、歯周病検診等による早期発見・早期治療を促進する。
- (3) 高齢者や障がい者等に対する歯科保健医療については、オーラルフレイル対策や口腔機能管理の観点からも各関係機関と情報共有しながら連携を強化する。
- (4) 災害時において歯科疾患や誤嚥性肺炎の予防等に対応するため、災害時の口腔ケアの重要性について普及啓発を推進する。

## 5 数値目標・参考数値等

項目	ベースライン	目標値	現状値	出展
3歳児でう蝕のない者の増加	75.6% (H27)	90.0%	79.9% (H28)	地域保健・健康増進事業報告
3歳児での1人平均う蝕数の減少	0.78歯 (H27)	0.60歯	0.70歯 (H28)	地域保健・健康増進事業報告
12歳児でう蝕のない者の増加	54.8% (H28)	65.0%	59.4% (H29)	学校保健統計調査
中学生における歯肉に炎症所見を有する者の減少	6.3% (H28)	4.5%	4.5% (H29)	学校保健統計調査
高校生における歯肉に炎症所見を有する者の減少	4.1% (H28)	2.5%	4.6% (H29)	学校保健統計調査
3歳児での不正咬合等が認められる者の減少	20.2% (H27)	20.0%	24.0% (H28)	地域保健・健康増進事業報告
妊婦対象の歯科保健事業や保健指導を実施している市町村数の増加	15市町 (H29)	24市町村	15市町 (H30)	市町村歯科保健事業の実施状況調査
健康増進法に基づく歯周疾患検診を実施している市町村数の増加	17市町 (H29)	24市町村	21市町 (H30)	市町村歯科保健事業の実施状況調査
介護予防事業で口腔機能向上関係のプログラムを組んでいる市町村数の増加	13市町 (H29)	24市町村	13市町 (H30)	介護予防事業の市町村実施状況調査
在宅療養支援歯科診療所数の増加	188か所 (H29)	300か所	187か所 (H30.12.1現在)	診療報酬施設基準
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設における口腔機能の維持管理体制を整備している事業所割合の増加	61.1% (H29)	100.0%	65.4% (H30.12.1現在)	口腔機能維持管理体制加算の算定状況調査

### 【重点取組別 平成30年度における主な取組】

<b>妊娠期及び乳幼児期等の歯科保健対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親と子のよい歯のコンクール</li> <li>・1.6歳児、3歳児市町村別う蝕有病者率・咬合異常の割合について情報集約</li> <li>・保育所への巡回出張による予防、指導、啓発事業</li> <li>・母親教室での歯科保健指導</li> </ul>	<b>対応する事業</b> ((4)) ((1)ーア) ((1)ーイ) ((1)ーイ)
<b>歯周病対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に対する定期検診の推奨や普及活動</li> <li>・市町村へ歯周疾患検診の普及促進</li> <li>・イベント等を活用した歯周病健診、指導啓発</li> <li>・糖尿病と歯周病の関係を啓発</li> <li>・高校等における歯科保健指導</li> </ul>	<b>対応する事業</b> ((1)ーア、イ) ((1)ーア、イ) ((1)ーイ) ((1)ーア、イ) ((1)ーイ)
<b>地域連携の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅療養者を支える多職種連携に関する研修会の開催</li> <li>・各保健所における歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業をした取組</li> <li>・地域医療介護総合確保基金事業による医科歯科連携、人材育成の推進</li> </ul>	<b>対応する事業</b> ((2)) ((1)ーウ) ((3))

※対応する事業は、資料p.1~4を参照

## 笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例について

- H24. 2 笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例 公布・施行
- H25. 3 徳島県歯科口腔保健推進計画～笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり～ 策定
- H25. 11 徳島県口腔保健支援センター設置（健康増進課内）
- H26. 1 笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例 改正  
（「障害→障がい」表記変更）
- H30. 3 徳島県歯科口腔保健推進計画～笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり～ 改定  
（-2018年改定版-をとりまとめ）  
＜主な改定項目＞
- ・オーラルフレイル対策の推進  
「70歳以上で飲み込みにくさを自覚している者の減少」
  - ・口腔ケアによる誤嚥性肺炎予防の推進
- H30. 12 笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例 改正  
＜主な改正内容＞
- ・第11条4号に「科学的根拠に基づく歯科疾患の予防対策の具体例として、フッ化物応用」を明記
  - ・第11条7号に「医科歯科連携」に関する条文を追加
  - ・第11条8号に「オーラルフレイル対策（8020運動併記）」に関する条文を追加
  - ・第11条9号（改正前 第11条7号）に「歯科保健医療の充実」、「口腔機能の管理」等を追加

笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十四年条例第一号）  
 新旧対照表

改正案	現行
<p>第十二条(略)                      一～三(略)</p> <p>四 <del>フッ化物応用その他の科学的根拠に</del> 基づく歯科疾患の予防対策等の支援に関すること。</p> <p>五～六(略)</p> <p>七 <del>歯科と医科の各分野間の連携体制強化のための取組の推進に関すること。</del></p> <p>八 <del>八〇二〇運動（八十歳になっても自分の歯を二十本以上保つことを目標に、歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。）及びオーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）の推進に関すること。</del></p> <p>九 障がい者、介護を必要とする高齢者、入院患者、中山間地域に居住している者、被災者その他の者であつて <del>歯科保健及び歯科医療、</del> 定期的な歯科に係る検診又は口腔機能の管理を受けることが困難なものについての <del>歯科医師等、保健医療等業務従事者及び医療保険者との連携の強化による充実した</del> 歯科保健及び <del>歯科医療、</del> 定期的な歯科に係る検診並びに口腔機能の管理を受けることのできる体制づくりの支援に関すること。</p> <p>十(略)</p>	<p>第十二条(略)                      一～三(略)</p> <p>四 <del>科学的根拠に</del> 基づく歯科疾患の予防対策等の支援に関すること。</p> <p>五～六(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>七 障がい者、介護を必要とする高齢者、入院患者、中山間地域に居住している者、被災者その他の者であつて <del>歯科医療又は定期的に</del> 歯科に係る検診を受けることが困難なものについての <del>歯科医師等及び保健医療等業務従事者</del> との連携の強化による <del>歯科医療又は定期的に</del> 歯科に係る検診を受けることのできる体制づくりの支援に関すること。</p> <p>八(略)</p>